地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月29日

枚 方 市

監査委員 勝山 武彦 監査委員 久野 邦 広 監査委員 前田富枝 監査委員 桝田義則

記

- 1. 通知を行った者の氏名等 枚方市教育委員長 記虎 敏和 平成25年3月21日付け教学務第367号 「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について(通知)」
- 通知を受けた日
 平成25年3月25日
- 3. 監査の結果に関する報告 平成24年6月29日付け枚監査第76号 「定期監査の結果について」
- 4. 講じた措置の内容
- (1)対象部局名及び指摘事項

《学校教育部 学務課》

○市立幼稚園保育料等の管理について

市立幼稚園の入園料・保育料の管理において、在園児数等を基に事前に収入予定額を調定し、収入未済額を会計記録上で把握すべきであるが、現状では、各園から納付された収入済額を基に調定するという事務処理が行われている。このため、会計記録上未納保育料等が収入未済額として正確に把握できず、適切な債権管理もできていない状況である。

今後は事前に収入予定額を調定し、適切に債権管理を行うよう指摘する。

(2) 措置内容

市立幼稚園の入園料・保育料について、平成25年1月分より該当月の初旬に各園から報告される入園児及び在園児数により収入予定額を調定し、各種減免該当者については減免の決定後に減額調定を行うように改善しました。

また、調定金額と各園から納付された収入済額を確認し、未納保育料等の適切な債権管理に努めます。